

「福島県復興計画(第2次)(素案)」に関する市町村意見と県の考え方

番号	素案頁	構成	意見等	意見の理由や趣旨	県の考え方
1	1	IV復興の実現に向けての1.情報の発信	1.正確な情報の発信と「正確」を追加する	福島県外に正確な情報が伝達しないで、風評被害の元を作っている。	素案のとおりとします。 情報の発信の中には、正確さ、迅速さ、わかりやすさに努めることなどを含んでおりますので、御理解ください。
2	7	「○ 何よりも人命を大切にする。」	震災関連死の半数を福島県民が占めているという事実から、長期間の避難生活を強要されていることにより、多くの人命が現在も失われ続けていることは明らかであり、人命を大切にするための施策の早期計画・実行に向け、意識をより強く持つ必要がある。 また、「何よりも人命を大切にする」ことは、「脱原発」の最重要理念であることから、「1 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」の7つの「○」のうち、一番最初に位置付けるべきである。		素案のとおりとします。 復興ビジョンの考え方を記載しておりますので、御理解ください。
3	10	環境回復プロジェクト	・もう少し先が見通せる記述にしてほしい。	住民が将来に対して不安をいだくようなことではなく期待できるような記述で。 例、県は森林除染については、徹底して行うとか。	御意見を踏まえ、森林の除染について、「地域の実情を十分反映した実施方針の早期決定を国に要請し、方針に基づき着実に除染を実施」と記載したほか、P12に、「健康への影響に係る空間線量等の安全基準の早期設定及び国民への説明を引き続き国に強く要請」と記載しました。
4	10	1 除染の推進 (3)農林地等の除染 森林については、国が決定する実施方針の下、地域の実情に応じた森林除染を進める。	国が決定した下では、地域の実情は反映できないので修正する必要がある。	地域の実情を踏まえ、国が実施方針を決定し、森林除染を実施するのが本来である。	御意見を踏まえ、P8に下記のとおり記載しました。  森林については、地域の実情を十分反映した実施方針の早期決定を国に要請し、方針に基づき着実に除染を実施
5	10	地図	福島第一原子力発電所からの同心円状は不要では。	色で除染エリアを区別しているのに、福島第一原子力発電所からの距離は関係ないと思われるから。	目安として距離を記載しておりますので、御理解ください。
6	10	「プロジェクトの内容 1 除染の推進 (2)生活圏(家屋・庭、道路、学校・幼稚園・保育所・公園など)、農地、森林などについて…」	「(2)生活圏(家屋・庭、道路、学校・幼稚園・保育所・公園など)、農地、森林、商工観光関連施設などについて…」に修正する。	商工観光業で、周辺の除染の有無により業績に影響を及ぼす恐れがあることから、その影響を低減するため、商工観光関連施設等の独自の除染が必要であるため。	御意見を踏まえ、生活圏の中に「事業所」を追加しました。 なお、事業者等が自ら実施した除染の費用については支払いのスキームが確立しておらず、現在、速やかな財政措置に向けて事務レベルの協議を進めているところです。

「福島県復興計画(第2次)(素案)」に関する市町村意見と県の考え方

番号	素案頁	構成	意見等	意見の理由や趣旨	県の考え方
7	10	目指す姿 ○農産物など食品の検査体制強化及び安全・安心に関する情報提供により流通・消費における安全が確保され、県内で生産された食品が安心して消費されている。	「確保され、」の次に「生産者の誇りと活力を戻し、」を加える。	安全・安心の食品を流通させるためには、生産者が意欲的に生産し、検査に取り組み、自信を持って提供することが重要であるため。	御意見を踏まえ、P14の農林水産業再生プロジェクトの目指す姿に「生産者が誇りを持ち」と追加しました。
8	10	1 除染の推進 (2)生活圏(家屋・庭、道路、学校・幼稚園・保育所・公園など)、農地、森林などについて、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国、県、市町村などが連携して除染を実施し、その効果を確認	「連携して除染を」の次に「強力で推進・」を加える。	復興のためには除染の推進を強化する必要があるため、その姿勢を表すため。	御意見を踏まえ、「連携するとともに、(中略)強力で除染を推進。」と記載しました。
9	10	1 除染の推進 (3)農林地等の除染	「農林地の除染を推進するため、従事者(担い手)の育成を図る。」を追加する。	農林地の除染には農林業従事者の協力が不可欠であるため、担い手の育成を行い従事者の絶対数を増やす必要があるため。	素案のとおりとします。 なお、P14の農林水産業再生プロジェクトで担い手の育成・確保について記載しておりますので、御理解ください。
10	11	1 環境回復プロジェクト 1 除染の推進 (4)仮置場等の確保、維持管理	放射性汚染廃棄物の処理に当たって、焼却施設の設置等を行い、汚染廃棄物の減容化を図る等、具体的な実行手段を示すべきである。	「仮置場の確保維持管理」について、汚染廃棄物は8千ベクレル/kgで国の処理する指定廃棄物と市町村が処理する一般廃棄物に区分されたが、市町村が処理を行うべき汚染廃棄物の量が相当にあり、これの処理を進めるのは単独の市町村では困難である。	御意見を踏まえ、P9に「仮設焼却炉等の整備、中間貯蔵施設のあり方検討」と記載しました。 なお、仮設焼却炉の整備については、国及び市町村と連携し進めてまいります。
11	11	3 汚染廃棄物の処理 ・処理施設の確保	3 汚染廃棄物の処理と減容化の方策 ・処理施設の確保、汚染廃棄物減容化施設の確保	まず、処理する前に減容化が必要であるのでそのことを明確化する。	御意見を踏まえ、P9に「仮設焼却炉等の整備、中間貯蔵施設のあり方検討」と追加しました。

「福島県復興計画(第2次)(素案)」に関する市町村意見と県の考え方

番号	素案頁	構成	意見等	意見の理由や趣旨	県の考え方
12	12	「1 県内避難者支援」の「情報」において、「～避難先自治体からのきめ細かな情報提供」	避難先自治体からのきめ細かな情報提供とは、具体的にどのような内容・手法を意図しているのかが不明であるが、避難先自治体が、受け入れている避難住民の情報を得るのに数か月のタイムラグが発生している現状においては、「きめ細かな情報提供」の実施は現実的に難しく、今後の課題であると考えます。		御意見を踏まえて、今後の取組を進めていきます。
13	12 13	賠償「○賠償金の請求支援」	請求支援に限定せず、今後、請求が予想されるメニューの検討が必要。		御意見を踏まえ、P127に「このため、今後新たに生じることとなった損害も含め、それぞれの損害に応じた迅速かつ完全な賠償が最後まで行われるよう引き続き要求等を行う」と記載しました。
14	12	1 県内避難者支援 保健・医療・福祉	○甲状腺検査、内部被ばく検査の実施の後に、相談窓口の充実を追加していただきたい。	特に甲状腺線検査結果について、保護者から説明内容が不十分との声があるから。	素案のとおりとします。 今回の見直しでは、県内外の避難者支援[情報]の項目として「相談窓口の設置」を追加しております。今後も様々な分野での情報の発信、相談窓口の広報・周知に努めますので御理解ください。
15	13	2 県外避難者支援 保健・医療・福祉	○県外医療機関の協力による甲状腺検査、内部被ばく検査の実施の後に、相談窓口の設置を追加していただきたい。	放射線による健康被害の問い合わせ先を確保する必要があるため。	素案のとおりとします。 今回の見直しでは、県内外の避難者支援[情報]の項目として「相談窓口の設置」を追加しております。今後も様々な分野での情報の発信、相談窓口の広報・周知に努めますので御理解ください。
16	12 13	保健・医療・福祉 「○～甲状腺検査、～」	「甲状腺検査」→「甲状腺検査等」に修正。	甲状腺検査以外に尿検査が確実にと思われる。	健康診査などが含まれておりますので「等」を加筆しました。
17	12	生活再建支援プロジェクトの内容	既に帰還している方の支援の記述がない。	田村市は、既に帰還している住民も数多くおり、その住民の支援策が描かれていない。	御意見を踏まえ、「帰還に向けた取組」に加えて、「帰還後の生活再建支援」と記載しました。
18	13	5 ふるさとへ戻らない人への支援	「戻らない人」→「戻れない人」に修正するか、「戻れない人」を追加。または、説明を加えるべき。	現実的に福島県へ「戻れない人」、または福島県外へ避難したい県民もいる。その方たちに対する支援も必要。「戻らない人」と一言で整理できないはず。	御意見を踏まえ、「当面ふるさとへ戻らない人」という表現に修正しました。
19	13	5 ふるさとへ戻らない人への支援 「県内での住宅再建の支援」	「県内」→「県内外」に修正。	ふるさとへ戻らない・戻れない人は県内だけではないため。	ふるさとに戻らない、戻れない人の県内外での避難生活における支援については、プロジェクトの内容「1 県内避難者支援」「2 県外避難者支援」にそれぞれ位置づけておりますので御理解ください。 また、「5 当面ふるさとへ戻らない人への支援」では、地元には戻らないが、県内に帰還する人に対する住宅再建・確保を支援する趣旨で記載しておりますので御理解ください。
20	14	「3 県民の心身の健康を守るプロジェクト」	現在の県民健康調査の状況を踏まえて、見直しが必要と考えるが、何も見直さなくて良いのか。	今後、長期にわたり継続していかなければならない健康調査であるにもかかわらず、問診票の回収状況は良くない。	素案のとおりとします。 なお、御指摘の点については、今後の取組の中で改善していきます。

「福島県復興計画(第2次)(素案)」に関する市町村意見と県の考え方

番号	素案頁	構成	意見等	意見の理由や趣旨	県の考え方
21	14	図「県民の健康の保持・増進」中「被災者に対する健康支援活動」	「健康支援活動」を「健康支援活動の実施」と修正していただきたい	事業主体をあきらかにしていただきたい。Ⅲ-2 具体的取組の中に該当項目が見当たらない	御意見のとおり修正しました。
22	14	被災者等の心のケア	「不安を持つ妊婦等の心のケア」と「サポートする保健師等の心のケア」を追加する。	妊婦や子供をもつ親(特に母親)の放射線の影響に対する不安はとても大きく、また、その方々の質問や相談に応じている保健師等の心の負担もとても大きいうえ、長期にわたっている状況であり、これらの心のケアが重要であるため。	素案のとおりとします。 「被災者等の心のケア」は、御意見の趣旨を含むものであり、取組を進めておりますので御理解ください。 なお、不安を持つ妊産婦等の心のケアについて、電話や訪問による相談を今後とも継続して実施してまいります。 さらに、市町村の保健師等の心のケアについても配慮してまいります。
23	15	「4 未来を担う子ども・若者育成プロジェクト」	長期避難者に対応した部分の見直ししかないが、現在、居住している子どもがさらに安心できるような施策が必要ではないか。	現在、居住している子どもの状況を踏まえた新たな施策が必要である。	素案のとおりとします。 なお、「日本一安心して子どもを産み、育てやすい環境づくり」を推進するため、御意見を踏まえ、引き続き子どもたちの状況を踏まえた施策を実施してまいりますので御理解ください。
24	15	プロジェクトの内容 1 日本一安心して子どもを産み、育てやすい環境づくり	「地域を担う人づくり」を追加する。	地域(特に過疎・中山間地域)においては原子力災害により人口減少、少子高齢化をかなりの年数分前倒した形となり、地域の維持自体が困難となっている。 地域ぐるみの子育てのためにも地域そのものを維持できる環境を整える必要があるため。	素案のとおりとします。 「未来を担うふくしま県人」を育成する本プロジェクトの取組には、御意見の趣旨を含んでおりますので御理解ください。
25	16	目指す姿 消費者への魅力にあふれ、安全・安心な農林水産物の提供を通して、本県の農林水産業の持つ力が最大限に発揮され活気に満ちている。	「発揮され」の次に「生産者が誇りと」を加える。	生産者の誇りが活力を生み出し、生産者が自信を持って提供するものが、消費者にとっても魅力あふれるものとなると考えるため。	御意見を踏まえ、P14の農林水産業再生プロジェクトの目指す姿に「生産者が誇りを持ち」を追加しました。
26	16	プロジェクトの内容 2【農業の再生】	「施設園芸の強力な推進」を追加する。	放射線問題については、農産物を生産する土台を根底から脅かしている。今までの支援対策では、農業生産基盤が衰退、崩壊することが危惧される。そのため、施設園芸を促進することにより、生産基盤の確保、所得の安定化等を図るとともに、就農者の増加、ハウス栽培等による放射線の影響減を全面に押し出し、消費者により一層の安全・安心の農産物の提供をし農業の活性化を推進する。	施設園芸の推進については、「新たな経営・生産方式の導入による競争力の回復」に含んでおり、P14下段の図中にも「大規模施設園芸の推進」と記載しておりますので御理解ください。

「福島県復興計画(第2次)(素案)」に関する市町村意見と県の考え方

番号	素案頁	構成	意見等	意見の理由や趣旨	県の考え方
27	16	「プロジェクトの内容」 「4水産業の再生」中 「甚大な被害を被った漁港・漁船・施設等の復旧」	「復旧」後に「復興」を追加していただきたい	原形への復旧だけではなく、新たな水産業の基盤づくりとして共同利用施設等の新設も行うため	御意見を踏まえ修正しました。
28	17	プロジェクトの内容 1 県内中小企業等の振興	「中小企業に分かりやすく、受けやすい支援の整備」を追加する。	中小企業にとっては各種支援策を理解し、利用するのも負担であり、支援策が有効に活用されるためのさらなる環境整備が必要であるため。	素案のとおりとします。 御意見を踏まえて、今後の取組を進めていくとともに、支援策のさらなる周知・広報に努めます。
29	18	プロジェクトの内容	「5 再生可能エネルギーの持続的活用のための環境整備」を追加する。	再生可能エネルギーの初期導入に対する環境整備に加えて、維持管理に対する支援制度等の整備を行い、将来に対する懸念を取り除くことにより、さらに再生可能エネルギーの導入が促進されると思われるため。	素案のとおりとします。 「1 太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入拡大」の中に御意見の趣旨は含まれておりますので御理解ください。
30	20	プロジェクト内容のNO2	心から応援していると「心から」を追加する	うわべだけの応援、支援はいらないので、心から福島県の支援等をしてくれる人との絆づくりをしたいため。	素案のとおりとします。 基本理念で、「ふくしまを愛し、心を寄せる全ての人々の力を結集した復興」としておりますので、御理解ください。
31	21	「10 ふくしまの観光交流プロジェクト」	教育旅行の再生を追加する。	すべての世代を含めて、福島に来てもらうこと。一過性のイベントだけではなく、積み重ねて取り組むような事業が必要である。	素案においても「教育旅行の再生」と記載しております。なお、教育旅行誘致キャラバンの実施、校長会や保護者会における説明、保護者会向け簡易パンフレット作成(放射線基礎知識、食の検査体制等)、教育旅行関係者視察事業の実施、震災学習・防災学習の開発などを実施、推進することで粘り強く教育旅行を再生してまいります。
32	21	ふくしまの観光交流プロジェクトの県内の観光地の写真に「あぶくま洞」の写真を入れてほしい。	「あぶくま洞」の写真の挿入		御意見を踏まえ、追加しました。
33	21	風評の払拭	「いきいきと輝く県民の魅力発信」を追加する。	福島でいきいきと輝き暮らしている県民の魅力を発信することにより、ふくしまの魅力と安全・安心が伝わり、魅力的な県民との交流を深め、絆が作られると考えるため。	素案のとおりとします。 なお、P18のふくしま・きずなづくりプロジェクトに「ふくしまで頑張っている個人、団体の発掘」と記載しておりますので御理解ください。

「福島県復興計画(第2次)(素案)」に関する市町村意見と県の考え方

番号	素案頁	構成	意見等	意見の理由や趣旨	県の考え方
34	22	「11 津波被災地復興まちづくりプロジェクト」	各種防災計画の見直しとなっているが、原子力災害対策についてもそれで網羅して良いのか。	防災計画の見直しの中でも原子力災害対策については、重要な位置をしめると考える。	御意見を踏まえ、原子力災害対策編を含む「地域防災計画」等に変更しました。 なお、平成24年11月29日に防災会議を開催し、初動対応に関する見直しを中心とした地域防災計画(震災対策編・一般災害対策編・事故対策編・原子力災害対策編)の見直しが完了したところです。 また、原子力災害対策編については、引き続き国が示す原子力災害対策指針等を踏まえた見直しを行ってまいります。
35	23	プロジェクトの内容2	「戦略的道路整備」を「復興道路整備」に改める。	戦略的では従来の道路整備と何ら変わり映えしない。復興計画であることから復興道路整備と位置付けることにより、より一層の整備促進を図る必要があるため。	「本県の復興に向けた戦略的道路整備」として、特に主要な8路線を「ふくしま復興再生道路」と表現しました。
36	23	復興計画重点プロジェクト 12 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト  関連 (3) 新たな時代をリードする産業の創出 ② 新たな社会にふさわしい産業の育成と雇用の創出 ④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり (4) 災害に強く、未来を拓く社会づくり ① ハード・ソフト両面から防災機能が抜本的に強化されたまちづくり ② ふくしま及び東北を支える新たな県土づくり ④ 将来像を共有しながら進める災害に強い地域づくり	「東北横断情報通信グローバル・ネットワークの構築と骨格道路ネットワークの活用」の位置づけの提案	今般の東北地方太平洋沖地震により、東日本の太平洋岸(茨城、千葉)に陸揚げされている通信用海底ケーブルに多数の被害が生じたところである。また、日本における主要なデータセンターは、首都圏に70%以上が集中しており、今後想定される首都圏での地震における多大な影響が懸念されている。加えて、国外からのインターネットトラフィック流入量の増加、アジア進出企業向けデータセンターの香港などへの集中、国内の原子力発電所の停止に伴う電力不足は、国内情報の空洞化、情報産業の衰退といったリスクを抱えている。 このことから、新たな通信用海底ケーブルの敷設にあたり、情報のグローバル・ゲートウェイとして、「いわき」を新たな通信用海底ケーブルの陸揚場とするとともに、磐越自動車道の太平洋と日本海を結ぶ「骨格道路ネットワーク」を利用し、韓国、ロシアに続く海底ケーブル陸揚局のある新潟(直江津)まで結ぶ「東北横断情報通信グローバル・ネットワークの構築」の位置づけを提案する。 このことにより、福島の復興において検討がなされている、浜通りにおける「洋上風力発電所の整備、研究施設の整備等」小名浜港の「国際バブル港湾戦略強化」、中通りに関する「放射線医学等の研究拠点、創薬拠点の整備と関連企業の集積」等にあたってのインフラ基盤を構築することができるとともに、会津大学を中心としたICT関連産業の集積があり、また水力や木質バイオマス発電など、再生可能エネルギーのポテンシャルの高い会津地域にデータセンター立地を図ることで、福島県に、よりグローバルな研究施設、企業等の集積が期待でき、福島第一原子力発電所事故による多大な経済的被害を受けている福島の復興と、世界のモデルとなる新たな地域づくりが図れるものとする。 また、このことは、今回の福島県復興計画で新たに位置づけられた「[情報通信関連産業の集積]」○会津大学を中心とした産学官連携により、情報通信関連産業の振興を図るとともに、地域の人的資源や研究・技術力等を生かし、情報通信関連産業の基盤となるデータセンター等の企業誘致を推進し、関連産業の集積を図る」という取組を大きく発展させるものとする。	御提案を参考にいたします。
37	26	具体的取組の年度計画	計画の着実かつ迅速な実現のために、具体的取組の年度計画について、年度ごとの具体的な取組内容も、今後追加していくべきである。		今後、主要事業を記載した復興計画(別冊)を作成いたします。

「福島県復興計画(第2次)(素案)」に関する市町村意見と県の考え方

番号	素案頁	構成	意見等	意見の理由や趣旨	県の考え方
38	29	取組内容、下から3段目 「被災した水産業共同利用施設の復旧」	「復旧」の後に「復興」を追加していただきたい		御意見を踏まえ修正しました。
39	39	ふるさとへ戻らない人への支援 「県内での住宅再建の支援」	「県内」 → 「県内外」に修正。	ふるさとへ戻らない・戻れない人は県内だけではないため。	ふるさとに戻らない、戻れない人の県内外での避難生活における支援については、プロジェクトの内容「1 県内避難者支援」「2 県外避難者支援」にそれぞれ位置づけておりますので御理解ください。 また、「5 当面ふるさとへ戻らない人への支援」では、地元には戻らないが、県内に帰還する人に対する住宅再建・確保を支援する趣旨で記載しておりますので御理解ください。
40	56 57	(5) 再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり ① 省資源・省エネルギー型ライフスタイルのふくしまからの発信 ② 再生可能エネルギー産業などの飛躍的発展 家庭における省資源・省エネルギー型ライフスタイルの推進 ・企業・団体における省資源・省エネルギー活動の推進 ・再生可能エネルギー関連産業の集積と雇用の創出	「(標準化された仕様による)スマートメーターの普及促進」の提案  「(標準化された仕様による)スマートメーターの製造支援」の提案	平成22年6月18日に閣議決定された国の「エネルギー基本計画」においては、「世界最先端の次世代型送配電ネットワークの構築」も中で、「スマートメーターに必要な機能の標準化、個人情報も含むセキュリティ確保を前提とした需要サイドのエネルギー需給情報の活用を促進する。」としている。 また、「スマートメーター及びこれと連携したエネルギーマネジメントシステムの開発及び整備、エネルギーの需給変動に対応して作動する等の機能を有する機器の開発及び普及促進、並びに関連する規格の標準化を推進する。また、費用対効果等を十分考慮しつつ、2020年代の可能な限り早い時期に、原則全ての需要家にスマートメーターの導入を目指す」としている。 本県が、「再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり」を目指すためには、再生可能エネルギーの供給促進を目指すことに加え、スマートシティ、スマートタウン構築に向け、スマートメーターの普及が不可欠である。 現在、「会津若松スマートシティ推進協議会」が取り組んでいるスマートメーター等の標準化にかかる仕様等のオープン化により、スマートメーターの製造を県内企業により行うとともに、その普及促進を提案するものである。	素案のとおりとします。 御提案の趣旨は、P57の「再生可能エネルギー関連産業の集積と雇用の創出」に含まれておりますので御理解ください。
41	60	「③全県における環境の回復」「具体的取組」等 「環境回復・創造のため・・・」	「創造」の表現について	「環境を創造する」というのが言葉としてなじまないのではないか？原子力災害からの回復、復興再生であって、環境を新たに造り出すわけではないのではないか	素案のとおりとします。 放射性物質により汚染された環境を早急に回復するとともに、県民が将来にわたり安心して暮らせる美しく豊かな環境をさらに創りだしていく趣旨ですので、御理解ください。

「福島県復興計画(第2次)(素案)」に関する市町村意見と県の考え方

番号	素案頁	構成	意見等	意見の理由や趣旨	県の考え方
42	60	③全県における環境の回復 具体的取組 「処理施設の確保」	処理施設の定義とは何か。		仮設焼却炉等の減容化施設などを想定しております。 なお、御意見を踏まえ、P60に「仮設焼却炉等の整備」と記載しました。
43	60	④全ての県民の健康の保持、増進取組内容- 「長期間にわたる県民健康管理調査を～」	「長期間にわたる～」→「 <u>低線量被ばくの影響も考慮した長期間にわたる～</u> 」に修正。	低線量被ばくの影響についても文言として盛り込むべきである。	御意見を踏まえ、P12の県民の心身の健康を守るプロジェクトに「健康への影響に係る空間線量等の安全基準の早期設定及び国民への説明を引き続き強く国に要請」することを記載するとともに、今後も、健康第一の考え方を前面に打ち出し、全国にも誇れるような健康長寿県を目指していきますので御理解ください。
44	62	⑦原子力発電所事故に関連する情報開示取組内容- 「 <u>廃炉作業員の健康管理の監視</u> 」	「～健康管理の監視」→「～健康管理の監視と適切な補償の要請」に修正。	原発作業員の特殊勤務手当の問題に対して、文言を盛り込むべきである。	国と東京電力が行う廃炉作業従事者の健康管理等の取組状況については、新たな安全監視組織において確認してまいりますので御理解ください。
45	63	「本県を5つのエリアに分け、」	生活圏の7エリア及び相双地区を2つに分けて8つのエリアにしてはどうか	県の総合計画、国土利用計画も7つのエリア分けになっているため、整合を図る。かつ、被害状況を踏まえ相双地区を2つに分ける。	素案のとおりとします。 復興計画では、被害状況と本県の生活圏を踏まえてのエリア分けをしておりますので御理解ください。
46	70	【医療福祉提供体制の再構築】 ○国が設置した「相双地域等医療・福祉復興支援センター」との連携を図りながら、全国組織への医療支援の要請や震災により離職した医療従事者等の再雇用など、医師・看護師をはじめとする医療人材や福祉人材を確保する。	【医療福祉提供体制の再構築】(修正案) ○国が設置した「相双地域等医療・福祉復興支援センター」との連携を図りながら、全国組織への医療支援の要請や震災により離職した医療従事者等の再雇用、 <u>地域における人材育成機関の整備</u> など、医師・看護師をはじめとする医療人材や福祉人材を確保する。	現状の医療人材・福祉人材不足に加え、今後、本市に脳卒中センターの整備計画もあり、さらに深刻な状況が見込まれる。長期的には、地域で人材を育成し、人材を確保するという視点も必要であるため。	御意見の趣旨を踏まえ、「～医療人材や福祉人材を確保・育成する。」と記載しました。

「福島県復興計画(第2次)(素案)」に関する市町村意見と県の考え方

番号	素案頁	構成	意見等	意見の理由や趣旨	県の考え方
47	72	19行目 「復興公営住宅の町外への整備を希望する市町村と…」	「町外」を「市町村外」への修正	市、村も含まれるため、表現の統一として	御意見を踏まえ、「町外へ」を「自らの区域外に」に修正しました。
48	73	【農林水産業の再生】 ○大規模な土地利用型農業や太陽光発電等による電力を活用した植物工場を始めとした施設園芸とそこで生産された農産物の加工・販売を一体的に行う複合経営を導入し、その経営を担う農業法人の育成など、新たな経営・生産方式の導入を推進する。	【農林水産業の再生】(修正案) ○大規模な土地利用型農業や太陽光発電等による電力を活用した植物工場を始めとした施設園芸とそこで生産された農産物の加工・販売を一体的に行う複合経営を導入し、その経営を担う農業法人の育成など、新たな経営・生産方式の導入を推進する。	本市復興計画においては、津波被害による農地の減少や担い手の減少及び原子力災害の風評被害の対策として、再生可能エネルギーを活用した植物工場による農産物の生産、加工、販売を一体的に行う複合経営の導入を推進しているため。	御意見の趣旨を踏まえ、P73に下記のとおり記載しました。  大規模な土地利用型農業や太陽光発電等による電力を活用した植物工場を始めとした施設園芸の導入を推進する。また、そこで生産された農産物の加工・販売を一体的に行うなど地域産業6次化の取組を進める。
49	73	【事業再開等への支援】	・避難指示等により避難した事業所等について、従前の地域へ戻り、事業再開するための支援をお願いしたい。	避難先での事業再開支援はあるが、避難先から戻るための支援がなく、企業からも要望があるため。	御意見を踏まえ、P74に下記のとおり記載しました。  避難解除区域における課税の特例措置(福島復興再生特別措置法)の活用を促進し、避難等指示の対象となった区域に震災時において事業所を有していた事業者が、避難解除区域において事業を再開・継続し、また、同区域に帰還することを促進する。
50	75	<具体的な取組> [土地利用]	本市では、海岸防災林に災害廃棄物を活用した盛土を行い、より防災機能の防災林の整備を計画しているため、支援をお願いしたい。	海岸防災林の延長が14.7kmあり、財政的に市が単独で整備できるものではないため。	保安林及び保安林予定箇所となっている海岸防災林につきましては、県営の防災林造成事業で整備してまいります。 また、防災林造成事業の実施においては、震災廃棄物のうち分別無害化され安全が確認された再生資材について、積極的に活用してまいります。
51	76	<具体的な取組> [道路] ○避難指示区域等から周辺の主要都市や高速道路までのエリアにおける戦略的道路整備として相馬エリアと中通りを結ぶ県道原町川俣線等の道路改良を進め、東西連携及び防災機能の強化を図る。	<具体的な取組>(修正案) [道路] ○避難指示区域等から周辺の主要都市や高速道路までのエリアにおける戦略的道路整備として相馬エリアと中通りを結ぶ県道原町川俣線、県道原町浪江線等の道路改良を進め、東西連携及び防災機能の強化を図る。	相馬エリアから、中通り南部へのアクセスが悪く、現状は、県道原町川俣線経由で遠回りになっている。 また、県道原町川俣線は、山間部を通るため豪雨や地震による路肩の崩落等で不通になることもあり、また、原子力発電所事故による避難では、中通り方面へのルートが県道原町川俣線しかなく、大渋滞を引き起こした。現在も避難等で交通量が増加しており、災害時の避難道路としても複数ルートを確認する必要があるのであるため。	素案のとおりとします。 なお、避難指示区域等から周辺の主要都市や高速道路までを連絡する主要路線(主に地域連携道路)を代表路線として記載しています。記載しない路線についても、市町村の御意見を踏まえながら、ふくしま道づくりプランに基づき着実に対応してまいります。

「福島県復興計画(第2次)(素案)」に関する市町村意見と県の考え方

番号	素案頁	構成	意見等	意見の理由や趣旨	県の考え方
52	77	[鉄道]	JR常磐線については、原ノ町駅から以南が不通となっているため、早期復旧に向けた取組みについて、加筆していただきたい。	相馬エリアの早期復興に向けては、東京方面へのアクセス確保が重要であるとともに、本市の避難区域解除及び復興に向けては、桃内駅までの開通が重要であるため。	御意見を踏まえ、下記のように加筆しました。  原ノ町駅～広野駅間の不通区間について、避難指示区域内の詳細な被害状況の把握に努めるとともに、被災町の復興計画等の策定状況や原子力発電所事故による影響の収束状況を見ながら、地元市町やJR東日本、国等と連携して、運転を再開する区間を順次延伸しながら早期復旧に向けて取り組む。さらに、原線復旧が困難な区間については、早期復旧の具体化を進める中で、ルート変更や線形改良、道路との立体交差等による基盤強化を図る。
53	80	「また、榎葉町…」	榎葉町は別項だてすべきでは。	榎葉町は緊急時避難準備区域はごく一部であり、帰還も促していないので川内村、広野町とは状況が違う。また、2年間の除染後に住民の帰還を判断するのは、全町的に判断するため。	御意見を踏まえ榎葉町を別項にしました。
54	80	「川内村は平成24年4月1日に、町は…避難指示区域」	「町は…」の前に榎葉を表記すべきでは。「避難指示区域」ではなく「警戒区域」では。	文意が不明。見直したのは警戒区域であるため。	御意見を踏まえ修正しました。
55	80	川内村は平成24年4月1日に、町は平成24年8月10日に、避難指示区域の見直しが行われた。	「町は」の町が広野町を示しているのか、他の町のことなのか。	おそらく誤記だと思われるが、「町」がどこのか分かり難い。	御意見を踏まえ、榎葉町と明記しました。
56	80	「緊急時避難準備区域が解除された地域においては、避難指示区域等での…居住者の増が見込まれており、…」	「榎葉町を除き、」とすべきでは。	榎葉町においては当該地区についても帰還を促していないため、居住者の増以前の段階である。	素案のとおりとします。番号53での対応により、榎葉町は帰還の判断を保留している旨を記載したため御理解ください。
57	81	①環境回復	長期的な目標としている追加年間被曝量1mSv以下となることを目指すを追加できないか。	福島復興再生基本方針の中に、長期的な目標としている追加年間被ばく線量が1mSv以下となることを目指すと記述しており、本箇所においても記載をお願いしたい。	素案のとおりとします。地域別の取組には記載しませんが、重点プロジェクトで全県的に長期的な目標としていることを記載しておりますので御理解ください。
58	82	[廃棄物の処理]	指定廃棄物の処理について、県の果たすべき役割・機能が不明確。	国に早期処理を求めるだけでなく、県としてやるべき事があると考えため。	素案のとおりとします。なお、指定廃棄物については、法律に基づき国が処理等することとなっていることから、市町村と連携して早期に処理するよう国に強く求めていくとともに、処理までの間保管される廃棄物については適切に保管されるよう排出者等に助言等を行ってまいります。

「福島県復興計画(第2次)(素案)」に関する市町村意見と県の考え方

番号	素案頁	構成	意見等	意見の理由や趣旨	県の考え方
59	82	○安全かつ安定的な廃炉処理を確実に進めるために、廃炉に関する研究及び～廃炉に向けた関連産業の育成を図る。	左記以下に、「また、安全監視体制を強化する。」を追加。	p13の「4 帰還に向けた取組」の中で「廃炉作業の監視強化」と記載されているが、文章として具体的な内容が記載されていない。	御意見を踏まえ、P9に、「環境回復の前提となる廃炉に向けた安全監視に取り組む。 ・安全監視組織の設置・安全確保協定の見直し・原子力に関する専門職員の配置」と記載しました。 また、P83に、「原子力発電所の立入調査や環境放射能の監視測定等を継続的に行うことにより、廃炉に至るまで周辺地域の安全監視を徹底する。」と記載しました。
60	82	[廃炉に向けた取組]の以下に右記を追加	[廃炉や除染等の作業に従事する人の健康管理等] ○廃炉や除染等の作業に従事する人の健康管理の徹底を事業者に求めるとともに、被害が生じた場合の適切な補償を講ずるよう事業者に求める。	p62、⑦原子力発電所事故に関連する「廃炉作業員の健康管理の監視」に対して、具体的な取組を明示すべき。	廃炉作業員の健康管理については、P83に、「中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力の廃炉に向けた取組状況について、県民と専門家の2つの目線で確認する安全監視組織を設置し、取組の進捗状況や廃炉作業従事者の健康管理等を監視するとともに、県民への分かりやすい情報提供を充実する。」と記載しました。 また、除染従事者の安全管理については、県としても、「除染業務における技術指針」に請負者・受託者の安全を図るため、作業・業務における留意すべき事項をとりまとめ、講習会等を通じて徹底を図っておりますので御理解ください。
61	82		健康の観点から、妊産婦の不安解消の取り組み、福島県で出産、育むことのサポート、乳幼児の健康サポートを別立てで記載していただきたい。	福島県内で子育てに関する不安を払拭させるため。	素案のとおりとします。 P37の具体的取組の中に、「子どもを生み、育てやすい環境整備の更なる推進」と記載しておりますが、御意見を踏まえてさらに取組を進めてまいります。
62	83	10行「○仮設住宅等に入居している住民の心身の健康の保持、増進を図る。」の以下に左記を追加	○低線量被ばくの影響を考慮して長期にわたって健康管理を行い、被災者の健康を支援する。	低線量被ばくの影響についても文言として盛り込むべきである。	御意見を踏まえ、P12の県民の心身の健康を守るプロジェクトに「健康への影響に係る空間線量等の安全基準の早期設定及び国民への説明を引き続き強く国に要請」することを記載するとともに、今後も、健康第一の考え方を前面に打ち出し、全国にも誇れるような健康長寿県を目指していきますので御理解ください。
63	83	[医療福祉提供体制の再構築]	警戒区域内医療機関については、住民が帰還するまでの運営支援、住民の帰還を見通した再開支援(人員確保と施設整備に対する支援)、再開してからの運営支援(赤字補填等)は求められる。	医療機関は帰還するための必要条件であると考えられる。尚、県立大野病院と双葉厚生病院の統合はどこで再開を目指すのかも詰めなければならない。	御意見を参考にします。 なお、警戒区域等の医療機関について、診療再開に向けての運転資金の貸付を行うとともに、住民の帰還を見通した施設設備整備や運営費の支援を行ってまいります。
64	83	「福島県立医科大学に設置する放射線医学の研究・治療拠点と・・・」	「福島県立医科大学に設置する放射線医学の研究・治療拠点に加え、当エリア内にそのサテライト機能・施設の設置を目指す。また、他医療機関との連携体制も構築する。」とすべきでは。	双葉エリアの復興には、当該施設の設置が不可欠と考える。	素案のとおりとします。 なお、県立医科大学に設置する放射線医学に係る研究・治療拠点の整備に当たり各地域の医療機関との連携について検討してまいりますので御理解ください。

「福島県復興計画(第2次)(素案)」に関する市町村意見と県の考え方

番号	素案頁	構成	意見等	意見の理由や趣旨	県の考え方
65	83	「県立大野病院と双葉厚生病院の統合・・・」	体制整備を目指す。ではなく、構築するとの表現にすべきでは。	医療機関の充実は震災前からの課題であり、震災を受け、より一層その必要性が増している。場所はともかく、これなくして、双葉エリアの復興などあり得ない。	御意見を踏まえ、「体制の整備を図る。」と修正しました。
66	83	[教育環境等の整備]	双葉エリア内高等学校の存続及び、双葉地区教育構想の早期再開を考慮し、県立高校を区域見直し後速やかに帰還を目指す町村等への整備検討について言及すべきでは。	どの時期までサテライト校を継続すべきか、また、双葉地区教育構想については、中・高一貫教育により完結するものであり、かつ富岡町の県立高校の再開は不透明であることから、今後の双葉エリア内高等学校の在り方を示すべきでは。	P13の重点プロジェクトに「長期避難に対応した教育環境の整備」、P31の取組内容に「サテライト校の設置や運営など、長期避難に対応した教育環境の整備」、P84の地域別の取組に「各地域において再開している学校等について、被災児童等の就学・通学支援、スクールカウンセラー等の派遣、教員の適正配置、学校施設等の復旧、サテライト校の集約に伴う宿泊施設の確保など、長期避難にも対応した教育環境の整備を図る。」と記載しました。 なお、今後のサテライト校の在り方については、避難区域等の復興状況や生徒の志願動向等を見極めながら、検討していきます。
67	83	[教育環境等の整備]	長期避難に対する教育環境を整備するとは、具体的な施策、取り組みは？		P84の地域別の取組に「各地域において再開している学校等について、被災児童等の就学・通学支援、スクールカウンセラー等の派遣、教員の適正配置、学校施設等の復旧、サテライト校の集約に伴う宿泊施設の確保など、長期避難にも対応した教育環境の整備を図る。」と記載しました。
68	83	[教育環境等の整備]	夢と希望の持てる特色ある学校づくりを支援することを明記していただきたい。	現在、当町立小中学校で児童・生徒が転校などで減少している。町を存続させるためにも、子どもをつなぎ止めておくことは重要であるので、魅力ある学校づくりが必要である。	地域別の取組の中の具体的な取組として、P84に「教育環境の整備を図る」「教育環境の充実に努める」と記載しておりますが、特色ある学校づくりのため支援してまいります。
69	83	[教育環境等の整備]	高校進学に関する的確な情報を提供するとともに、弾力的な学区割の運用を図るといことを明記していただきたい。	現在、当町では県内外に避難している状況であり、学区内への高校受験が出来ない子どもが多数あるため。	素案のとおりとします。 今回の見直しでは、県内外の避難者支援[情報]の項目として「相談窓口の設置」を追加しております。今後も様々な分野での情報の発信、相談窓口の広報・周知に努めますので御理解ください。 なお、避難者の出願に関して、県立高校における学区の弾力的運用については、引き続き継続する予定です。
70	83	放射線に関する知識の普及	各都道府県の教育機関へ協力いただき、全国的な取り組みとなるようお願いしたい。	風評被害等の防止のため。	具体的取組の取組内容に、「放射能や食の安全に関する知識の普及」(P61)と記載しておりますが、御意見を踏まえてさらに取組を進めてまいります。 なお、国に対して、放射線と健康に関する学習を学習指導要領に位置づけることも含め、積極的な放射線教育を進めることを要望しております。

「福島県復興計画(第2次)(素案)」に関する市町村意見と県の考え方

番号	素案頁	構成	意見等	意見の理由や趣旨	県の考え方
71	84	生活再建支援ときずなづくり	県社会福祉協議会や町村とも連携し、被災者の生活支援相談機能の強化を図ることを明記していただきたい。	当町社会福祉協議会で生活支援相談員を雇用して、被災者ニーズ等の把握や相談業務を行っているが、広範囲に避難者がいるため、絶対的に人員が不足している。	御意見を踏まえ、P85に下記のとおり記載しました。  社会福祉協議会やNPO等の民間団体による、被災者の生活再建やふるさとときずなづくりに向けた活動について連携して取り組む。
72	84	「警戒区域等」	「避難指示区域等」のほうが適当では。	25行では「避難指示区域等」と表現しているため言葉を統一したほうがよい。	素案のとおりとします。 立ち入りが規制されている警戒区域についても、しっかりと取り組んでいくという趣旨ですので御理解ください。
73	84	[住宅再建支援]	避難指示区域の見直し後から避難指示区域の解除までに、区域内の住宅の修理を政策的に行うことが、住民の帰還を進めるにあたり重要となる。	長期間避難に伴い、住宅のほとんどが修理修繕が必要なため、個人での修理や負担には無理があると思われるため。	P85に「生活再建に向けて、被災者の住宅再建(新築・改修・購入)を進める。」と記載しておりますので、御理解ください。
74	85	[生活拠点に必要な機能の整備]	必要となる機能とは何か?具体的に。[長期避難者等の生活拠点の整備]と分けて記載する意味は?	町外コミュニティにどのような機能を持たせることができるのかは、受入元、先両自治体と協議している県が最も理解されており、具体例を挙げて説明いただきたい。	御意見を踏まえ、[長期避難者等の生活拠点の整備]に統合いたしました。 なお、具体的な「生活拠点に必要な機能」については、受入自治体の意向や都市計画との整合を図る必要があり、また、今後の復興公営住宅の整備状況等を踏まえ、実際に必要となる機能とは何かを、慎重に検討していく必要があると考えております。
75	85	長期避難者等の生活拠点の整備	「避難・受け入れ市町村の意向・課題の確認、調整を行った上で」の後に「住民ニーズに即した」を追加していただきたい。	当町では避難が長期に及んでおり、今後も続くと考えられることから、できるだけ住民の状況にあった復興公営住宅の整備を希望する。	御意見を踏まえ、「住民ニーズを踏まえて」と修正しました。
76	85	[長期避難者等の生活拠点の整備]「〇ふるさとへ戻らないことを選択した～」	「戻らない」→「戻れない」に修正。	現実的に福島県へ「戻れない人」、または福島県外へ避難したい県民もいる。その方たちに対する支援も必要。「戻らない人」と一言で整理できないはず。	「戻りたくても戻れない避難者」という表現に修正しました。
77	85	14行「[帰還支援]の以下に左記を追加	〇国に対して双葉郡各町の帰還の見通しを明確に示すよう求める。	帰還の見通しがないために復旧への工程を示すことができないので、帰還支援の項目へ文言として盛り込むべきである。	帰還の見通しについては、除染による放射線量の低減状況の見通しや、インフラ、生活関連サービス等の復旧、整備状況の見通しなどについて、市町村との十分な協議を踏まえて示されるものと考えております。
78	85	[原子力損害賠償支援]	様々な取組とは何か?	具体例を挙げて説明をいただきたい。	具体的には、県民の賠償金の請求支援として電話相談や窓口相談、専門家による法律相談などを実施します。
79	85	29行「[区域の見直し]の以下に左記を追加	〇避難指示の解除については、年間放射線量20mSVにこだわることなく、県民の健康、安心を考慮して適切な判断をするよう国に要請する。	区域の見直しに当たって町村の意向を十分に踏まえるほかに、放射線量に応じて一律に区域見直しすることがないよう国に要請していただきたい。	御意見の趣旨は、P87の「区域見直しに当たっては、国に対して、市町村の意向を考慮しつつ、地域の状況を踏まえ十分に協議した上で判断するよう要請する。」の記載に含まれておりますので御理解ください。

「福島県復興計画(第2次)(素案)」に関する市町村意見と県の考え方

番号	素案頁	構成	意見等	意見の理由や趣旨	県の考え方
80	86	④産業の再生及び創出	双葉エリアの再生は、いかに雇用を確保するかにかかっている。まさに「ポスト原発」として大規模な機械製造工場や最新型石炭火力発電所などの建設を記述していただきたい。	全体を拝読しても、再生の見通しは立たないと思われる。植物工場数十人、再生可能エネルギー数十人、研究機関数十人、その他、事業再開は人口が回復しないと進まない。現実的に東電は左記発電所を双葉郡に建設の責任あり。	P57に「高効率の火力発電の開発・推進」を、また、P88に「環境回復に係る取組を進めるほか、再生可能エネルギー関連産業などの集積を推進し、原子力産業に代わる新たな雇用の創出を図る。」と記載しておりますので御理解ください。
81	86	[農林水産業の再生]	水産業再生の具体的取組みを表記すべきでは	鮭や鮎は、当町の重要な地域資源であるため、その回復への取組みについて表記すべきでは。	御意見を踏まえ、P87に下記のとおり記載しました。  漁業協同組合や地元自治体との協議を密にしながら、漁業生産関連施設等の復旧・整備を図る。
82	86	「避難のための移転・・・農林漁業者・・・帰還と事業再開に取り組む。」	農作物の全量買い上げについては。	農地荒廃の防止、水田の保水機能の維持、帰還意欲の喚起の観点からも、農地の耕作は重要であると思われる。このことから、農作物については、事業ベースが回復するまで全量買い上げる等の支援が必要では。	素案のとおりとします。 なお、避難者が帰還し、営農を再開しても風評が懸念されることから、原子力損害賠償について、生産者の一人一人が事業を完全に再建できるまで十分な賠償を行うよう、東京電力に求めてまいります。
83	86	事業再開等への支援	事業者の再建ニーズと事業再開支援策との間におけるコーディネート機能の強化策を支援することを明記していただきたい。	事業再開等のための様々な施策や事業があるが、それが避難者のニーズとマッチングしていないことがあるため。	御意見の趣旨を踏まえ、P88に下記のとおり記載しました。  大震災により多大な影響を受けた企業に対し、商工団体等と連携し経営相談を行うとともに、事業再開・継続に要する経費の補助や資金融資などにより、事業再建に取り組む。
84	86 87	P86[事業再開等への支援] P87[産業振興の推進]	警戒区域内の事業者が区域外で営業を継続する場合、法人税等の優遇措置を受けることができない。県内外問わず、県として営業継続支援を。	警戒区域内事業者は、再起を図り努力しているが、区域外で営業をする場合優遇措置がないため県としての支援を求めるもの。	御意見を踏まえ、P88に下記のとおり記載しました。  避難した事業者が避難先で事業を再開し継続していくための取組を進める。
85	87	産業振興の推進	避難先にある地域資源の活用など、避難先と融和・協働しながら雇用促進や新産業起しを図る取組みを支援することを明記していただきたい。	避難先で事業を再開しようにも、地元企業等とバッティングしてしまうことなどがあるため、できることならば、避難先地域との連携により、事業再開できる取組みが必要である。	御意見の趣旨を踏まえ、P88に下記のとおり記載しました。 なお、この取組の1つとして、避難先における既存の事業者との競合等も想定した業種転換や新たなスキルの修得等に対する支援を行ってまいります。  避難した事業者が避難先で事業を再開し継続していくための取組を進める。
86	88	[インフラの復旧]	海岸堤防について、警戒区域は事業に着手してから概ね5年以内とあるが、帰還との関連はどう考えるか。	いわき市等において、市内に住んでいる中で復旧工事を行っていることは認識しているが、警戒区域については、海岸部の追加被ばく線量が年間5mSv以下になっており、解除と共に鋭意進めてほしい。	解除とともに、鋭意進めたいと考えております。

「福島県復興計画(第2次)(素案)」に関する市町村意見と県の考え方

番号	素案頁	構成	意見等	意見の理由や趣旨	県の考え方
87	89	[道路]	常磐自動車道及び国道6号の将来的な4車線化について記載すべきでは。	災害に強い道路ネットワークの構築に、常磐自動車道及び国道6号の拡幅は欠かせないから。	素案のとおりとします。 なお、P91に「双葉エリアにおける将来の復興の姿「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針」(グランドデザイン)等を踏まえながら、必要となる道路網についての検討を進める。」と記載しておりますので御理解ください。
88	89	[道路]	避難道路として位置づけした高規格道路の整備をすべきでは。	(福島空港利用促進も踏まえて)	素案のとおりとします。 なお、P91に「双葉エリアにおける将来の復興の姿「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針」(グランドデザイン)等を踏まえながら、必要となる道路網についての検討を進める。」と記載しておりますので御理解ください。
89	89	「県道小野富岡線を整備するとともに、……」	この中に、「県道広野小高線」「県道下川内竜田停車場線」も表記すべきでは。	原子力発電所の廃炉に向け如何なる事象に備えた避難路の確保、そして、二線堤の機能を備える県道広野小高線の整備、また、川内村、葛尾村は現在双葉エリアと連結していないことから、楢葉・川内間の県道下川内竜田停車場線を整備すべきでは。	素案のとおりとします。 避難指示区域等から周辺の主要都市や高速道路までを連絡する主要路線(主に地域連携道路)を代表路線として記載しています。記載しない路線についても、市町村の御意見を踏まえながら、ふくしま道づくりプランに基づき着実に対応してまいります。
90	90	「双葉エリアなどから避難してきた多くの住民」「双葉エリアとの連携・協力」	90ページの7行目が「双葉エリア『など』で、9行目が「双葉エリア」と使い分けている理由が不明である。 また、避難指示区域の見直しにより、よりきめ細かな対応が必要となっている。「双葉エリアなどから避難してきた多くの住民」の中には、①避難指示により避難を余儀なくされている方、②避難指示は解除されたが、避難元に帰還しない方、③もともと避難指示は出していない区域からの自主避難者、など様々な方がいることや、双葉エリア・相馬エリア等の中には、避難指示が解除され、住民帰還のため取り組んでいる自治体があることから、「双葉エリアなど」という表現より、例えば「避難指示区域など」という表現の方が適切であると考えます。		後者の「双葉エリア」は、連携協力の相手方を指すことから、御意見を踏まえ「避難元自治体」と修正しました。
91	90	「長期避難を余儀なくされている中で～」	「誰」が「長期避難を余儀なくされている」のかが不明である。 文脈からは原発事故による避難者のみを指しているようにも読み取れるが、「双葉エリアなど」の中には、すでに避難指示が解除された区域もあり、この区域からの避難者は、「避難を余儀なくされている」とは必ずしも言い切れない。 また、いわきエリアでは避難指示区域などから避難してきた多くの住民を受け入れていることによって深刻な住宅不足が発生し、地震・津波被災者が住宅修理のための一時的な住居が確保できず、不自由な生活の長期化を余儀なくされるなど、市民の生活再建にも大きな影響が出ている。 このため、他市町村からの避難者に対する配慮が市民である被災者への支援よりも優先されているのではないかといった意見が実際に数多く寄せられており、そのような市民感情にも十分に配慮した表現とすべきである。		御意見を踏まえ、「長期避難を余儀なくされている中で」を削除し、いわき市における課題の解消に取り組む趣旨の表現に改めました。

「福島県復興計画(第2次)(素案)」に関する市町村意見と県の考え方

番号 素案頁	構成	意見等	意見の理由や趣旨	県の考え方
92	90 県内5つのエリアの「復興へ向けた考え方」	<p>例えば、相馬エリアや双葉エリアにおいては、「国内外の英知を集めて」という表現や「相双地方の復興なくして、ふくしまの復興、日本の復興はありえない」という表現があり、また、中通りエリアにおいては、「県全体の復興を牽引する」とあり、さらには、会津エリアにおいては、「全国屈指の観光地として、ふくしまの復興をリードし」という記載があることから、いわき以外の4つのエリアについては、県として復興させたいという情熱が感じられる。</p> <p>ところが、いわきエリアの記載については、復興への情熱が少ない印象である。</p> <p>さらに、いわき市民である地震・津波被災者よりも、双葉エリアなどからの避難者を優先しているような印象を受ける。本市では、双葉エリアなどからの避難者に対する配慮のほうがか、いわき市民である被災者への支援よりも優先されているのではないかと、といった意見が実際に数多く寄せられており、そのような市民感情にも十分に配慮した表現とする必要がある。</p> <p>本市は、ただでさえ地震による被害に加えて、津波の被害も受けているところに、原発事故の影響を受け、甚大な被害を受けている。にもかかわらず、県内で最も多くの避難者を受け入れており、浜通りの中核都市として、原発事故の収束に向けた拠点的作用も担っている。これらのことを考えると、いわきエリアをいち早く復興させることが、ふくしま全体の復興に直結することは明らかである。</p> <p>なお、県内唯一の国際バルク戦略港湾小名浜港の整備や再生可能エネルギー関連産業等の集積については、県としても早急に進めるべき事項である。</p>	<p>御意見を踏まえ、下記のとおり記載しました。</p> <p>いわきエリアにおいては、地震・津波・原子力災害による複合災害を克服し、復旧・復興へ向けたまちづくりの取組を強力に推進する。</p> <p>特に、地域特性を生かして洋上風力発電の導入に向けた検討を行うなど、再生可能エネルギーの推進を図るとともに、国際バルク戦略港湾小名浜港の整備を進めるなど、浜通りの復興拠点地域としていち早く復興を成し遂げることで、ふくしま全体の復興に結び付ける。また、双葉エリア等から多くの避難者を受け入れており、いわき市及び避難元自治体との連携協力を進めながら、受け入れに伴う様々な課題の解消に取り組む。</p>	
93	93 [医療福祉提供体制の回復及び充実・強化]	<p>まず、いわきエリアは、相馬エリアや双葉エリアと同様に、震災前から、医師不足が顕著な地域である。もともと深刻な状況であったところに、避難指示区域などからの2万3千人を超える避難者を受け入れており、その数は現在も増加しており、状況の悪化が進んでいる。よって、本市市民に加えて、避難者の方々にも安全安心な医療・福祉を提供することが急務であるため、次のような内容を位置付けるべきである。</p> <p>①いわきエリアの中核的医療機関である総合磐城共立病院の機能強化を図ること。</p> <p>②相馬エリアや双葉エリアに記載があるように、国が設置した「相双地域等医療・福祉復興支援センター」との連携や、福島県地域医療支援センターとの連携を強化することにより、全国組織への医療支援の要請などを行い、医療福祉従事者の確保を図ること。</p> <p>③県立医大に設置する、放射線医学の研究・治療拠点について、そのプラントをいわきエリアに設置すること。</p> <p>県立医大内の拠点との連携先として、いわきエリアの中核的医療機関という記載があるが、現在の共立病院との連携による対応だけでは不十分であり、新たに、研究・治療拠点施設を設置すべきである。茨城県つくば市より北側から、仙台市より南側までの太平洋側には、国レベルの研究機関・施設がないことから、また、震災時に原発近くにいた避難者は特に健康調査対象となり得ることから、その避難者を多く受け入れているいわきエリアに、研究・治療拠点施設を整備する必要がある。</p> <p>④県の機関である相双保健福祉事務所いわき駐在の大幅な機能強化を図ること。</p> <p>本市は被災地でありながら、大きな負担を余儀なくされていることから、相双保健福祉事務所が本来の役割を果たせるよう、早急に機能強化・改善すべきである。</p>		<p>①御意見を踏まえ、「いわきエリアにおいて中核となる総合磐城共立病院については、双葉エリアの医療確保にも重要な役割を担っており、三次救急医療等の機能強化を図るため、新病院の整備を進める。」と記載しました。</p> <p>②御意見を踏まえ、「国が設置した「相双地域等医療・福祉復興支援センター」との連携を図りながら、全国組織への医療支援の要請や震災により離職した医療従事者等の再雇用等、医師・看護師を始めとする医療人材や福祉人材を確保・育成する。」と記載しました。</p> <p>③については、県立医科大学に設置する放射線医学に係る研究・治療拠点の整備に当たり各地域の医療機関との連携について検討してまいります。</p> <p>④の相双保健福祉事務所いわき出張所については、避難元市町村といわき市との連携により、避難者の健康支援等がさらに円滑に進められるよう、組織体制の強化について検討しております。</p>

「福島県復興計画(第2次)(素案)」に関する市町村意見と県の考え方

番号	素案頁	構成	意見等	意見の理由や趣旨	県の考え方
94	95	[長期避難者等の生活拠点の整備]	本市では、避難指示区域などから避難してきた多くの住民を受け入れていることによって、深刻な住宅不足が発生し、いわき市民である地震・津波被災者が、住宅修理のための一時的な住居が確保できず、不自由な生活の長期化を余儀なくされるなど、いわき市民の生活再建にも大きな影響が出ている。すでにこのような問題が生じていることから、避難者の受け入れについては、本市の将来の都市計画をはじめ、財政、地域コミュニティ、医療・福祉、市民感情などにも多大な影響を及ぼすことが懸念される。 こうした中、大震災から1年8か月が経過し、市民の中に複雑な感情が芽生え、様々な課題が生じている一方で、本市への住民票の異動や、土地や家屋の売買のほか、企業や、医療機関、飲食店等の移転など、避難者が本市内へ生活基盤を事実上「移す」ような事例が生じている。 よって、次の3点について、計画に位置付ける必要がある。 ① 国県主導による早急な「町外コミュニティ」の制度設計 ② 本市のような受け入れ自治体への具体的な支援策の早期構築 ③ 県による速やかな広域調整(県主体による福祉施設整備を含む)		①については、国、県、市との協議の場における調整を行った上で、復興公営住宅の整備を進める趣旨を記載しましたので御理解ください。なお、いわき市における生活拠点については、分散型での整備とし、大規模集中型の整備は行わないこととしています。また、現在原発避難者を対象とした住民意向調査を実施しており、その結果を踏まえ、希望戸数などの全体像を示したいと考えております。 ②P97の「受入自治体との連携した取組」に人的支援や財源確保に連携して取り組む旨を追加しました。 また、受入先での財政負担に関する制度の整備や医療・看護等のマンパワー不足の解消を総務大臣に要望したところです。今後も受入先に必要な支援について把握し、適切な対応に努めてまいります。 ③広域調整については、P95に「医療福祉等の提供体制の充実・強化を図るほか、仮設施設の整備にあたり双葉郡との広域調整を図る。」と記載しました。
95	95	復興公営住宅の「町外」への整備を希望する「市町村」	「町外」への整備を希望するのは、「市町村」ではなく「町」である。 「市」や「村」であれば、それぞれ「市外」「村外」となる。 送り仮名については、「行なう」ではなく「行う」が標準である。		御意見を踏まえ、「町外へ」を「自らの区域外に」に、「行なった」を「行った」に修正しました。
96	96	[再生可能エネルギー導入等の推進]	本市で実証実験が行われている、環境負荷の少ないIGCC(石炭ガス化複合発電)は、再生可能エネルギーとともに、今後の重要なエネルギー源となることから、その発電施設の立地の円滑化についても、計画へ位置付けるべきである。		素案のとおりとします。 P57の「高効率の火力発電の開発・推進」に含まれておりますので、御理解ください。
97	96	[観光交流の推進]	2013年プロ野球オールスターゲーム第3戦が、来年7月22日(月曜日)に、いわきグリーンスタジアムで開催されることが決定された。このオールスターゲームは、福島県全体の復興の弾みとなることを目的として、本県では初めて開催されるものである。 よって、人的支援・財源支援も含めた、オール福島の万全な体制で開催準備を進めていく必要があることから、計画へ位置付けるべきである。		素案のとおりとします。 重点プロジェクト 10 ふくしまの観光交流プロジェクトに記載しているスポーツの全国大会の誘致に含まれておりますので、御理解ください。
98	99	[産業の復興を支援する物流拠点の強化]	96ページの[産業振興の推進]や[再生可能エネルギーの導入等の推進]との関連を明確にするため、「産業復興を牽引する総合エネルギー産業拠点港湾としての機能強化」という内容も付け加えるべきである。		御意見の趣旨を踏まえ、P99に「国際バルク戦略港湾の選定を受けた小名浜港を活用し、再生可能エネルギー関連産業の集積を進め、雇用の創出を目指す」と記載しました。

「福島県復興計画(第2次)(素案)」に関する市町村意見と県の考え方

番号	素案頁	構成	意見等	意見の理由や趣旨	県の考え方
99	100 104 113	「浜通りの被災者支援、雇用確保等の役割を担う」、「浜通りからの避難者」	計画素案には、「被災者」と「避難者」という表現があり、前者は地震・津波など自然災害による「被災者」、後者は原発事故による「避難者」という定義付けと捉えられる。 100ページ8行目の「浜通りの『被災者』支援、雇用確保等の役割を担う」という記載は、104ページ30行目の「浜通りからの『避難者』が安心して暮らすことができる環境」という記述と対応させる意図と考えるが、「被災者」なのか「避難者」なのか不明である。また、「浜通り」という表現は、本市も含むことになるが、その意図が不明である。 「被災者」の意味である場合、本市の地震・津波被災者への雇用確保は、一義的には本市内で行うべきであることから、浜通りという表現は不適切である。 「避難者」の意味である場合、震災から1年8か月以上経過した今、本市から中通りへの避難者数は特筆すべき数ではないと考えられることから、浜通りという表現は不適切である。 さらに、113ページ37行目の「浜通りからの避難者」という表現についても、自主避難者については、県内の特定のエリアに偏る記載はすべきでないと考えられるため、浜通りという表現は不適切である。	福島市が実施したアンケート調査で、放射能に対する不安が、時間の経過とともに逆に増加している結果が出た。今後、心のケアがさらに重要になると考えられ、その対象が原子力災害の影響を受けた全ての県民であることを明確にするため。	御意見を踏まえ、「浜通りの」あるいは「浜通りからの」を削除しました。
100	104	「〇仮設住宅等に入居している住民の心身の健康の保持、増進を図る。」	「〇仮設住宅等に入居している住民のほか広く原子力災害の影響を受けた県民の心身の健康の保持、増進を図る。」に修正する。	福島市が実施したアンケート調査で、放射能に対する不安が、時間の経過とともに逆に増加している結果が出た。今後、心のケアがさらに重要になると考えられ、その対象が原子力災害の影響を受けた全ての県民であることを明確にするため。	御意見を踏まえ、P107に下記のとおり記載しました。 仮設住宅や借上住宅で避難生活を余儀なくされている被災者や広く原子力災害の影響を受けた県民の心身の健康の保持、増進を図る。
101	104	「医療福祉提供体制の回復及び充実・強化」中「福島県立医科大学に放射線医学に関する調査研究と最先端治療拠点と最先端治療拠点を創設するとともに、各地域の医療機関との連携体制の確保を図る。」	「福島県立医科大学に放射線医学に関する調査研究と最先端医療拠点を創設するとともに、県中・県南・いわき・会津の各地域の医療機関にも調査研究及び最先端治療拠点として委嘱・委託し、これらの拠点となる医療機関と各地域の医療機関との連携体制の確保を図る。」に変更する。	福島県立医科大学一箇所ではなく複数の医療機関に拠点を置くことによって、研究事業の競合による研究成果の向上が期待でき、また、調査事務を分担することによって、調査の進捗率向上が図れる。これにより、ひいては県民の適切かつ迅速な健康管理を確保することができるものと期待できるから。	素案のとおりとします。 なお、御意見を参考にしながら、各地域の医療機関との連携体制について検討してまいります。
102	104	「教育環境等の整備」に追加	長期避難に対応した教育環境の整備を追加する。	中通りエリアにおいても、長期避難している子どもたちがいるため、教育環境の整備が必要である。	御意見を踏まえ、「長期避難にも対応した教育環境の整備を図る。」と記載しました。
103	105	「ONPO等の民間団体による、…」	「ONPO等の民間団体による、…」の上に、「〇自主避難者の帰還のための住環境等の整備を進める。」を加える。	自主避難者対策が、中通りエリアでは、今後、特に重要な課題であり、その帰還に向けた住環境の整備が不可欠であるため。	御意見を踏まえ、修正しました。
104	105	「住宅再建支援」に追加	既存住宅の耐震化を促進し、安全で安心できる住まいづくりを推進することを追加する。	中通りエリアにおいても、震災により被害を受けているため、既存住宅の耐震化を促進する必要がある。	P111に「既存住宅の耐震化を促進し、安全で安心できる住まいづくりを推進する。」と記載しております。

「福島県復興計画(第2次)(素案)」に関する市町村意見と県の考え方

番号	素案頁	構成	意見等	意見の理由や趣旨	県の考え方
105	105	「長期避難者等の生活拠点の整備」に追加	ふるさとへ戻らないことを選択した避難者に対し、その状況に応じて、安定的な生活が再構築できるよう、住宅の確保、雇用の創出などに取り組むことを追加する。	中通りエリアにおいても、戻らないことを選択した避難者のことを考え、安定的な生活が再構築できる支援が必要である。	御意見を踏まえ、P109に下記のとおり記載しました。  戻りたくとも戻れない避難者に対し、その状況に応じて、安定的な生活が再構築できるよう、住宅の確保、雇用の創出等に取り組む。
106	105	「帰還支援」の次に「原子力損害賠償支援」を追加	原子力災害に伴って生じた全ての損害について、被害者の立場に立った賠償が実現し、1日も早く元の生活が再建できるよう、様々な取り組みを行うことを追加する。	中通りエリアにおいても、原子力災害により被害を受けている住民がいるため、原子力損害賠償の支援を行う必要がある。	御意見を踏まえ、追加しました。
107	107	「再生可能エネルギー導入等の推進」	(独)産業技術総合研究所を加える	郡山市に進出する同研究所は、再生可能エネルギーに関する最先端の試験・研究を行う研究所であるため。	御意見を踏まえ、P111に下記のとおり記載しました。  郡山市に整備される独立行政法人産業技術総合研究所の福島再生可能エネルギー研究開発拠点において、会津や浜通り等県内のそれぞれの特色を生かした取組と密接に連携を取りながら、県全体の再生可能エネルギーの推進を行う。
108	107	福島空港を活用した広域的かつ裾野の広い交流の拡大に取り組むとともに、……。	福島空港を活用したイメージアップを図り、広域的かつ裾野の広い交流の拡大に取り組むとともに、……と加える。	1ページの「IV復興の実現に向けて」に追加された1の情報発信の手段としての福島空港の利用・機能・イベント等を通じた県外、海外への情報発信に係る役割については、交流人口を増やすためにも大きいものであると考えられる。 このため、広域的かつ裾野の広い交流を進めるに当り、福島空港及び福島空港公園等、空港関連施設一体となったイメージアップの展開は、効果的と考えられるため。	御意見の趣旨を踏まえ、「裾野の広い交流拡大」に加えて、「情報発信に取り組む」ことを記載しました。
109	120	「国への要請」	県は、平成23年12月県議会において、原発に関する電源交付金のうち、県に入る分は辞退するとともに国に財政措置を要求し、市町村に入る分は今までどおりとする旨を表明した。 また、去る7月13日に閣議決定された福島復興再生基本方針には、「国は、福島県が電源立地地域対策交付金を辞退した『趣旨』を踏まえ、必要な財政上の措置について、平成25年度予算において速やかに実現するための検討を行う。」と位置付けられた。なお、当該基本方針の策定段階の市町村照会において、本市は、「『必要な財政上の措置』については、当該交付金を辞退した自治体のみを対象とするのではなく、電源立地地域対策交付金に関係する県内の全自治体を対象にし、かつ、福島復興再生を目的とする新たな交付金制度を構築するものであることを明記願いたい。」と意見したところである。 しかしながら、資源エネルギー庁が平成25年度概算要求の中に盛り込んだ「福島原子力事故影響対策特別交付金(35.5億円)」の新設については、現在、国県間で詳細について協議中であるが、県が辞退した金額の補填措置にとどまるものと聞き及んでいる。 市町村においても、県と同様に、「脱原発の理念」と「財源確保」のジレンマを抱えていることから、「自由度の高い新たな財源措置」については、市町村も対象とすることを計画に位置付けるべきである。		素案のとおりとします。 御意見の趣旨は、「今後とも、県はもとより、市町村を始め県内のあらゆる力を結集し、本県の復興のために必要な取組に関して更なる予算措置や法的措置等を国に対して求めていく。」の記載に含まれておりますので、御理解ください。

「福島県復興計画(第2次)(素案)」に関する市町村意見と県の考え方

番号	素案頁	構成	意見等	意見の理由や趣旨	県の考え方
110	121	「…市町村とともに積極的に復興特区制度を活用する。」	「…市町村とともに積極的に復興特区制度を活用する。また、復興交付金については、柔軟に制度を運用するよう国に強く求めている。」に修正する。	復興予算が、被災地の復興に直接関連のない事業に使われている中、使い勝手の良くない復興交付金の柔軟な制度運用を国に求める必要があるため。	御意見を踏まえ、P125に下記のとおり記載しました。  復興交付金については、本県全域で幅広く活用することができるよう制度運用の弾力化や対象事業の拡大を図るとともに、十分な交付金予算を確保するよう、国に強く求めている。